

平成25年度第2回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

- 1 日 時 平成25年11月26日(火) 午後3時～4時45分
- 2 場 所 ホテル本能寺 西館5階「雁」
- 3 出席委員 新井委員, 井上委員, 木原委員, 黒坂委員, 郡島委員, 住岡委員, 高岡委員, 高木委員, 檀野委員, 近本委員, 外池委員, 福岡委員, 細木委員, 山田委員

4 議事内容

(1) 京都市産業廃棄物3R推進協議会設置要綱の改正

資料1に基づいて事務局から説明があり, 委員から特に発言はなかった。

(2) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

ア 「産廃処理・3R等優良事業場認定制度(産廃チェック制度)」

資料2に基づいて事務局から説明があった後, 次のような意見交換が行われた。

委 員: この制度については, コンプライアンスを推進するためのボトムアップを目的とした部分と, 優良な事業場を表彰していこうという部分がある。

元々優良な事業場では, 今さらこの制度を活用しなくてもISOによる取組等を通じてコンプライアンスを確保している。やはり, この制度をどういった事業場に働きかけるのかということが課題になっている。

委 員: 昨年度の会議における議論でも, ボトムアップによる意識の向上を図ることを制度の目的とするということであった。今年度に制度が開始されてどれくらいの応募があるか楽しみにしていたが, 結果的に12件ということだった。この数について市はどう評価しているのか。

事 務 局: 決して多くはないと考えている。申請のあった12件のうちどれだけ認定できるか分からないが, 来年度も, 認定できる事業場は継続して取り組んでもらいたいし, 認定できない事業場も改善するところは改善して再チャレンジしてもらいたい。また, 今回は申請に至らなかった事業場についても, 周知を強化して申請数を増やしていきたいと考えている。

委 員: 自主的に申請したのが3件で, 個別訪問等の結果申請したのが9件ということだが, 申請した12件の中小企業と大企業の内訳はどうなっているのか。中小企業基本法では, 製造業や建設業では, 出資資本金が3億円, 従業員が300人という基準があり, 両方を上回れば大企業となる。

事 務 局: 資本金の金額や従業員の数は把握していない。

委 員: この制度の対象になるのは中小企業がメインになってくると思う。制度設計時にもインセンティブの議論があったが, 「自社にとっての意味が見いだせない」「本制度を利用する必要性を感じない」という意見を見ると, 中小企業では制度参加数が伸びないのではないかと思う。3年連続の認定で表彰するということがあったが, 表彰された事業場には産廃の発生量を減少させる設備等の導入に際して補助金を出すとか, 低利の融資をするといったことも考えてもらいたい。

委員：今回、「意味が見いだせない」と言っているのは大企業であり、大企業にしてみれば今さらという感があるのだろう。やはり本制度のターゲットは中小企業になる。財政基盤が弱いことからこれまでの環境関連制度では除外規定のようなものが適用されることがあるが、京都市には中小企業が多いということもあり、積極的に頑張ってもらわなければならない。そのためには、何らかのインセンティブは必要になるかもしれない。

委員：認定を受けることによる具体的なメリットはあるのか。

委員：具体的なメリットはないが、市が公表することによる名声や評判を与えるというものになる。アメリカ等ではこういった手法は多く、自主的な取組を表彰するという形式である。日本では、特に関西ではメリットがないと制度の活用が難しいのかもしれない。

事務局：実際に事業者の説明する際には、「経済的なメリットはありません」ということをお伝えしている。しかし、排出事業者の処理責任は厳しく問われるようになってきており、担当者の方が法令の基準を理解して実践する必要があるので、「チェックシートを勉強のために使ってほしい」「市の認定については、適正処理を進めていくうえでの励みにしてほしい」という説明をしている。

委員：法律違反をしないというのは当然として、意識のボトムアップというのは、その基準も含めて整理が難しい面がある。建設業界では、コンクリートやアスファルトの処分業をしている業者がいるが、処理した後の再生品の取扱いが様々である。しっかりと売却して記録を残す業者がいる一方で、無料で引き渡した後のことは把握していないという業者もいる。違反ではなくても、そういった意識の問題はボトムアップが難しいと思う。

委員：本制度は、ISO14001やKESの下に位置するようなイメージかと思うが、市で訪問した事業者はそれらの認証を受けていたか。

事務局：全ての事業場を把握しているわけではないが、実際に訪問して話をした事業場でもISO等を取得しているところはあった。

委員：市が訪問したのは意識の高い企業が多かったのかもしれない。制度の本来の趣旨や目的を踏まえて、周知や運用面でもターゲットを絞っていく必要があるだろう。

イ 「産廃処理業者情報公表制度」

資料3に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：制度の趣旨としては、排出事業者の情報提供を行うことで優良な処理業者を選んでもらおうというものなので、排出事業者がこの情報を見たかどうか、どのような情報を必要としているかという調査をしてはどうか。排出事業者が見ているとなれば、処理業者側にも宣伝になるという期待が高まる。

委員：排出事業者側が積極的に利用しているという話は聞いていない。確かにアンケートで確認することは必要だと思う。

委員：せっかくの情報提供も利用されないという意味がなく、排出事業者がどのような情報を求めているかを知ることは大事である。

委員：少し話は違うが、電化製品や自転車を無料で引き取りますというチラシが、よ

く家のポストに配られている。処理料金を取るような業者も以前はあったようだが、今は無料や買取りが多いようだ。一般の市民からすれば、お金が要らないに越したことはないし、その業者が違法かどうかも分かっていないのではないかと。

事務局：無料回収業者が違法かどうかの線引きは難しい。処理料金を取ってれば、明らかに違法であり、市内でも検挙された事例がある。違法かどうかの情報をいかに市民に伝えるかというのは重要だと考えている。

委員：彼らはリサイクル業者であり、廃棄物処理業者ではない。また、家電リサイクル法の対象品目については決められたルートで処理するべきであり、それ以外の品目を無料や買取りで集めるのがリサイクル業者の範疇なのかもしれない。

ただ、自治体によっては家電リサイクル対象品の処理についても認めているところがあり、国の見解と合わない部分があるなど、全国的に見ても難しい問題である。

委員：毎日のようにチラシは配られている。それを見て回収をお願いしている家庭も見かける。しかし、そうやって集められた家電製品が中国等に輸出され、それが環境問題になったり、現地の方が健康被害に遭われたりという話もあるので、しっかりとした業者に処理してもらうことが大切だと思う。

事務局：市では、昨年度に家電回収業者の一斉調査を行った。市内には20業者以上が確認されているが、全件調査を実施し、啓発用のチラシの配布もしており、今後も段階的に指導を強化していく予定である。市民に向けた情報提供や周知方法についても検討していきたい。

ウ 「さんぱい施設見学会」「環境フォーラムきょうと」

資料4に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：施設見学会は参加者が増えずに低迷していた時期があるが、排出事業者を絡めることで、色々な場所が見られるということもあり、参加者が増えてきている。毎年の事業として定着してきたのではないかと。

環境フォーラムも、昨年度にぐんと参加者が増えている。イオンモールという場所が良かったのか、お笑い芸人の出演が良かったのか、いずれにせよ順調である。

委員：施設見学会の1回当たりの参加人数は、最大でどれくらいか。

事務局：バスの大きさにもよるが、30～40人が定員となっている。参加者に目が届く範囲ということで、30人を定員としていることが多い。

委員：夏休み前に小学校へ案内を出したのではなかったか。

事務局：小中学校に案内を送っている。

委員：今年も何度か当社を見学いただいたが、社員も毎年手応えを感じており、産廃処理のことは知ってもらえるということについて喜んでいる。

現在、市内の処理業者では、当社も含めた約5社が30人程度でも見学をお受けできる施設を持っている。

また、排出側と合わせて見学してもらうことで、参加者からも、「産廃の排出される場所と処理される場所をどちらも見られるのが良かった」という声を多く聞いた。このような組合せの見学会を続けてもらいたいし、将来を担う子供たち

に焦点を当てるのも良いと思う。

事務局：参加者のアンケートを見ていると、「処理業者の従業員の方に親切に対応してもらった」「説明が分かりやすかった」といった感想や、「こんな仕事だったんだ」というような新たな発見の喜びを持たれる方が多い。

(3) 産業廃棄物の実態調査等

資料5に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：産業廃棄物の品目別や業種別の調査だけではなく、事業者の規模別の調査もする必要があるのではないか。やはり小規模事業者の状況を知るべきである。

委員：リサイクル品の利用状況を調査するのも1つだと思う。処理されたものがどのように使われているかも把握した方がよいのではないか。また、市域内処理の状況や意識も調査してほしい。

事務局：前回の調査でも市内外の流出入状況等の調査は実施している。また、リサイクル品については、リサイクルされた量は調査しているが、商品として流通したかどうかまでは把握できていない。

委員：産業廃棄物の種類については、法定の20品目と決まっているのか。より細かく把握することはできないのか。

委員：調査目的がはっきりしているなら、細目を調査することも可能ではないか。

委員：資料に発生量と排出量の表記があるが、どちらの数字を使うのか。発生時点と排出時点ではタイムラグはあると思うが、どのような整理をするのか。

事務局：発生量と排出量ではそれぞれ定義があり、数量もやや異なる。過去の調査ではどちらも把握しているが、過去との比較は発生量ベースで行っている。

委員：市では5年に1度くらいの頻度でこのような調査を実施されていると思うが、府でも同様の調査を実施している。発生量と排出量については、例えば下水汚泥では、水分を多く含んだ状態が発生量となり、その水分を絞って排出すればそれが排出量となる。タイムラグによる違いというよりは、自社で処理をするかどうかで変わると思う。

委員：この調査は排出事業者に対して行うものであり、排出事業者の意識調査を行う貴重なチャンスである。市の調査でどこまで正直に答えてもらえるか分からないが、処理業者を選ぶ時に、市の情報公表制度を活用しているか、優良認定制度を意識しているか、コスト重視なのかといった選定の基準や、減量・リサイクルに関する意識を調査すればよいと思う。調査件数はどれくらいを予定しているのか。

事務局：前回ベースでは、約6,000件である。

委員：回収率はどれくらいになるのか。

事務局：約42パーセントだった。

委員：一定の排出者責任を負うことを認識していない事業者がまだまだ多いと思う。昨年度に産廃チェック制度を検討する際に実施したアンケートでもそのような結果が出ており、そのためにボトムアップが必要だということで制度を作られた。来年度の実態調査においても、排出事業者責任について問うことで改めて認識させることも重要ではないか。

委員：やはり小規模の事業者に焦点を当てることは大事だと思う。従業員が100人以上いるような企業では、適正に処理している割合が高いだろう。小規模の事業者は同規模の事業者の状況を知りたがるので、小規模事業者の区分を細分化して調査結果をしっかりと開示することにすれば、協力を得やすいかもしれない。

委員：調査した事業者に対しては結果を返しているのか。

事務局：調査結果の公表はしているが、細かい区分での考察等はできていないので、意識する必要があると思う。

委員：調査対象は6,000件ということだったが、これは産業廃棄物を排出している事業者の全数調査なのか、抽出調査なのか。小規模な事業者では一般廃棄物しか排出していないところもあるが、そのような事業者は対象になるのか。プラスチックはどんな事業場から排出されても産業廃棄物になるので、本来なら一般廃棄物だけしか排出しないということは考えにくい。小規模事業者では一般廃棄物に混入したまま処理されているケースもある。対象の抽出方法はどのように考えているのか。

事務局：基本的にはこれから考えていくことになるが、前回は、電気・ガス・水道業は全数調査、それ以外の業種は小規模事業者等について無作為抽出をする等の方法を採用している。

なお、産業廃棄物交付等状況報告書を市に提出している事業者が約6,000件ある。これはマニフェストの管理をしっかりと行っている事業者の数であるが、それがそのまま対象となるわけではなく、報告書の提出ができていないような小規模の事業者も対象となる。

委員：業種別の調査対象の中に医療機関は含まれるのか。高齢化社会が進んでいるということもあり、当社でも着実に医療廃棄物の処理量が増えている。そこをしっかりと把握する必要がある。

事務局：もちろん対象となる。業種としてはサービス業に含まれる。

委員：前回の会議でも申し上げたが、水銀廃棄物の動向についても気を付けていただきたい。医療関係から発生する可能性もあるので、その辺りを注意して調査をすれば、国に対しても実態を示すことができる。

また、もちろん適正処理ということが大事だが、エネルギー源や資源としての利用も重要になってきているので、そういった量も調査できればよいのではないかと。

事務局：処理工程として燃やされて終わりなのか、それとも熱源として利用されているのかという視点は重要だと思う。

委員：事務局が持っている前回の調査報告書には調査票も付いていると思う。中小企業等で、あまり廃棄物に関する知識がない担当者であれば、処理業者に頼んで記入してもらうケースもあるだろうし、自分で記入しても桁や単位を間違えるケースも多く、数字のクリーニングが大変になる。

こういった調査をする専門の業者は、その経験等から一定のデータを取るためにはこれしかないという調査票の形を持っている。それを崩して細かく調査項目を設定するのは良くない。例えば、「水銀廃棄物はどう処理されていますか」と

というような設問は、別途単独で設ける方がよい。

委員：必ずしも専門家が答えるわけではないので、設問には気を付けなければいけない。

委員：近年は、これまで処理料金を頂いて処理していたものを、お金を払って資源物として購入するケースが年々増えている。分ければ分けるほど資源になりやすいので、大企業では積極的に取り組まれている。

また、産業廃棄物の中で大きな割合を占めるのが汚泥であるが、我々が知りたいのはそれ以外の部分であり、そこをしっかりと押さえていく必要がある。

事務局：確かに市内の産廃排出量270万トンの約半数が汚泥であり、自己減量化率の多くも汚泥が占めている。

これまでと同じ量的なものの調査については従来の調査票を用いてしっかりと押さえつつ、有償化や再資源化等については皆様の御意見を参考にし、付加価値のある調査を実施したい。

委員：調査を実施する前の最終案というのは、今後の会議で報告してもらえるのか。

事務局：実際に業者選定を行うのは来年度に入ってからで、プロポーザル方式により行うことになる。その後具体的な調査項目等を決めることになるが、より具体的な案を基に皆様の御意見を伺う機会を設けたい。

(4) 次回の会議

次回は平成26年2月頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。